

令和 7 年度南大東村定額減税補足給付金 (不足額給付) について

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、令和 6 年度に所得税および個人住民税の定額減税をしきれないと見込まれる方を対象とした定額減税補足給付金（調整給付）を支給しましたが、支給の対象でなかった方やその額に不足のあることが判明した方に給付金を支給します。

支給対象者

○令和 7 年 1 月 1 日時点で南大東村にお住まいの方で、次のうちのどちらかに該当する方（令和 7 年 1 月 1 日に南大東村にお住まいでない場合は、令和 7 年 1 月 1 日にお住まいの市町村にご確認ください。）

- ・定額減税しきれず不足額が生じた方（不足額給付 1）
- ・定額減税や低所得世帯向け給付等のいずれも対象とならなかった方（不足額給付 2）

定額減税しきれず不足額が生じた方（不足額給付 1）

令和 6 年分所得税または令和 6 年度個人住民税所得割において定額減税しきれない額が生じた方のうち、令和 6 年度に実施した定額減税補足給付金（調整給付）の対象でなかった方やその額に不足のあることが判明した方

※定額減税前の、令和 6 年分所得税額と令和 6 年度個人住民税所得割額の両方が 0 円であった方は対象ではありません。

※令和 6 年度定額減税補足給付金（調整給付）は、速やかな支給を目的に、令和 6 年分所得税の確定を待たずに令和 5 年の所得等を基に推計した「令和 6 年分推計所得税額（令和 5 年分所得税額）」と「令和 6 年度分個人住民税所得割額」において定額減税しきれないと見込まれる方に対して支給しました。

給付対象となりうる例

- ・令和 5 年の所得に比べ、令和 6 年の所得が減少した
- ・こどもの出生等、扶養親族が令和 6 年中に増加した

※令和 6 年分所得税および令和 6 年度個人住民税所得割の定額減税前の税額が、定額減税可能額を上回っている場合は給付の対象となりません。（全額定額減税されています）

定額減税や低所得世帯向け給付等のいずれも対象とならなかった方（不足額給付 2）

次の要件をすべて満たす方

- 【要件 1】令和 6 年分所得税および令和 6 年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額が 0

円（本人として定額減税の対象にならない）

【要件 2】税法上扶養親族の対象とならない方（扶養親族としても定額減税の対象とならない）

【要件 3】低所得世帯向け給付世帯の世帯主・世帯員に該当していない

※ここでの「低所得世帯向け給付世帯の世帯主・世帯員」とは、下記の給付金の対象となった世帯主・世帯員を指します。

- ・令和 5 年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（7 万円）
- ・令和 5 年度低所得世帯支援枠給付金（均等割のみ課税）（10 万円）
- ・令和 6 年度新たに住民税非課税となる世帯への給付金（10 万円）
- ・令和 6 年度新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付金（10 万円）

給付対象となりうる例

- ・合計所得金額 48 万円超の方
- ・青色事業専従者、事業専従者（白色）

※事業専従者とは、家族経営等で個人事業主と生計を一緒にしている配偶者や親族で、年間 6 か月以上、個人事業主の営む事業に従事している方

支給額

定額減税しきれずに不足額が生じた方（不足額給付 1）

「令和 6 年分所得税および定額減税の実績額等が確定した後の本来給付すべき額」と「令和 6 年度に実施した調整給付額」との差額を給付します。

給付額算出方法

◎「不足額給付額」＝「本来給付すべき額（所得税分（1）＋個人住民税分（2））」－「令和 6 年度調整給付額」

○「所得税分（1）」の算出方法

「 $(1 + \text{扶養親族数}) \times 3 \text{ 万円}$ 」－「令和 6 年分所得税額（定額減税前）」＝「所得税分（1）」

※計算結果が 0 未満の場合は 0

※令和 6 年分所得税の扶養親族等の数は、令和 6 年 12 月 31 日時点の扶養状況で判断します。

※ただし、令和 6 年中における扶養親族等の死亡については、死亡時の扶養状況で判断します。

○「個人住民税分（2）」の算出方法

「 $(1 + \text{扶養親族数}) \times 1 \text{ 万円}$ 」－「令和 6 年度個人住民税所得割額（定額減税前）」＝「個人住民税分（2）」

※計算結果が 0 未満の場合は 0

※令和 6 年度個人住民税の扶養親族等の数は、令和 5 年 12 月 31 日時点の扶養状況で判断します。

なお、控除対象配偶者を除く、同一生計配偶者（合計所得 1000 万円超かつ配偶者の合計所得が 48 万円以下の場合）については、令和 7 年度個人住民税所得割額から定額減税されます。

定額減税や低所得世帯向け給付等のいずれも対象とならなかった方（不足額給付 2）

◎原則 4 万円（定額）

※令和 6 年 1 月 1 日時点で国外居住者であった場合は 3 万円

手続き方法

(1) 「調整給付金（不足額給付）支給確認書」（以下、「確認書」という。）が届いた方

不足額給付 1 の支給対象者の方に対して「確認書」を令和 7 年 9 月下旬から順次発送しています。

支給要件等をご確認のうえ、希望する振込口座など必要事項を記入し、令和 7 年 10 月 24 日（金）までに郵送にてお手続きください。

※必ず、**本人確認書類の写し等の必要書類**を添付してください。

(2) 何も届かないが支給対象であると思われる方

支給対象者のうち、以下に該当する方は、令和 7 年 10 月 24 日（金）までに、郵送または窓口により自ら申請などが必要です。

○不足額給付 1 の対象者のうち、「確認書」が届かない方

9 月 30 日（火）になっても「確認書」が届かない場合は、南大東村役場総務課までご連絡ください。

対象となる方かどうかを、所得状況を聞き取り等したうえで確認し、必要な手続きについてご案内します。

申請受付期限

令和 7 年 10 月 24 日（金）まで

問い合わせ先

南大東村総務課 低所得世帯給付金係

TEL 09802-2-2001